

高等学校定時制課程夜間給食業務における業者選定委員会設置要綱

平成 26 年 12 月 16 日
26 川教健第 1874 号

(目的及び設置)

第 1 条 川崎市におけるより充実した高等学校定時制課程夜間給食の実現を図るため、高等学校定時制課程夜間給食業務における業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、別表第 1 に定める業者選定基準に基づき、優良で協力的な業者を選定する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、別表第 2 に定める者をもって構成する。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれの委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第 6 条 委員会は、検討結果を教育次長に報告する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局健康給食推進室に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日 26 川教健第 1874 号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(廃止)

2 平成 16 年 11 月 8 日施行の「川崎市立高等学校定時制課程夜間給食業者選定委員会設置要綱」は、廃止する。

3 平成 18 年 12 月 11 日施行の「川崎市立高等学校定時制課程夜間給食業務の業者選定基準」は、廃止する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日教育長決裁 29 川教健給第 310 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 業者選定基準

高等学校定時制課程夜間給食を実施するにあたり、次の条件を満たしている者を選定するものとする。

1	川崎市登録業者（委託業務、「給食調理業務」－「給食サービス」）であること。または、同様に業務の履行における信頼を確認できること。
2	地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
3	地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
4	食品衛生法で規定する「飲食店営業の許可」を保健所長から受けており、自己又は自社の調理施設で弁当等を製造する事業を引き続き3年以上営んでいること。また、過去3年間に食品衛生法その他関係法規に違反していないこと。
5	食品衛生法第30条第2項の規定による食品衛生監視員の採点の結果が、80点以上であること。
6	調理施設に、調理師法第3条第1項に規定する調理師の免許を有するものを配置していること。
7	栄養士法に基づく栄養士免許を有するものを配置していること。
8	地元業者もしくは近隣業者で、自社が保有する調理場から本事業を実施する学校まで、概ね60分程度での配送が可能なこと。ただし、専用車両により、一定の温度管理での保管が可能な場合、この限りではない。
9	残滓等の廃棄物処理の設備を有していること。もしくは、適切な処理業者に委託していること。
10	高等学校定時制課程夜間給食業務の趣旨を理解し、本市に協力的であり、経営内容から見て継続性があること。

別表第2 委員の構成

市立高等学校定時制課程代表	8名
教育委員会事務局健康給食推進室〔学校給食〕担当課長	1名